

## 平成31年度 入園・入所児童数

(令和元年5月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
幼稚園児童数	0	0	0	80	111	112	303	895
保育所(園)児童数	45	105	149	168	180	186	833	900
入園・入所児童数	45	105	149	248	291	298	1,136	1,795
入園・入所率	21.3%	47.7%	56.4%	95.8%	100.3%	103.8%	74.2%	
平成30年度入園・入所率	15.0%	43.3%	53.2%	89.7%	99.3%	98.5%	69.8%	
年齢別人口	211	220	264	259	290	287	1531	

## &lt;施設別年齢別 入園・入所児童数&gt;

私立幼稚園	飯沼幼稚園				45	52	42	139	200
	銚子幼稚園				35	40	54	129	240
	計				80	92	96	268	440
公立幼稚園	本城幼稚園					12	3	15	140
	春日幼稚園					0	4	4	70
	海上幼稚園					0	4	4	140
	豊里幼稚園					7	5	12	105
	計					19	16	35	455
公立保育所	第二保育所	8	13	22	28	25	20	116	150
	第三保育所	5	10	16	16	22	23	92	120
	第四保育所	8	16	18	22	23	26	113	120
	海鹿島保育所	4	8	10	8	20	6	56	70
	計	25	47	66	74	90	75	377	460
私立保育園	銚子保育園	5	8	15	15	10	14	67	70
	外川保育園	1	7	12	14	16	17	67	70
	聖母保育園	4	7	10	13	11	18	63	60
	銚子中央保育園	3	10	11	15	13	17	69	60
	松岸保育園	3	9	10	8	18	17	65	60
	東光保育園	1	8	13	16	7	10	55	60
	萌保育園	3	9	12	13	15	18	70	60
	計	20	58	83	94	90	111	456	440

平成30年度 放課後児童クラブ入所人数

平成30年4月1日現在

	本城	飯沼	高神	豊里	春日A	春日B	明神A	明神B	豊岡	海上A	海上B	清水	小計	中央	双葉第一	双葉第二	小計	合計
1年生	11	14	7	18	10	10	14	0	0	12	11	10	117	7	13	12	32	149
2年生	7	10	13	6	10	13	9	8	3	12	11	7	109	11	16	15	42	151
3年生	6	6	7	9	8	6	0	22	3	3	4	13	87	10	10	13	33	120
4年生	2	3	20	0	6	6	0	0	0	4	4	10	55	9	4	3	16	71
5年生	4	2	1	3	1	2	0	0	0	1	0	2	16	4	0	1	5	21
6年生	1	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	2	8	3	0	1	4	12
合計	31	35	52	36	35	37	23	30	6	33	30	44	392	44	43	45	132	524

待機数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

平成31年度 放課後児童クラブ入所人数

令和元年5月1日現在

	本城	飯沼	高神A	高神B	豊里	春日A	春日B	明神A	明神B	豊岡	海上A	海上B	清水	小計	中央	双葉第一	双葉第二	小計	合計
1年生	12	7	8	8	10	13	14	8	9	廃止	14	9	13	125	10	11	13	34	159
2年生	11	14	5	4	13	9	9	7	7		12	10	11	112	9	13	12	34	146
3年生	5	10	6	6	7	12	8	7	5		11	10	6	93	8	15	13	36	129
4年生	6	2	1	3	2	10	0	4	4		2	2	6	42	10	3	4	17	59
5年生	1	2	7	7	0	1	4	0	1		3	2	5	33	6	1	0	7	40
6年生	3	2	0	1	0	0	2	0	0		1	0	1	10	2	0	0	2	12
合計	38	37	27	29	32	45	37	26	26		43	33	42	415	45	43	42	130	545

待機数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

\* 令和元年度から変更点が2つ有

・豊岡放課後児童クラブの廃止

・高神放課後児童クラブの入所希望が56人いたことから、2支援単位で実施

\* 令和2年度から、事業の質を担保した上で、地域の実情を踏まえた対応が可能となるよう、市町村が条例を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数についても基準省令を参酌できるようになる。

# 改正法律一覧（13法律）

## A 都道府県から中核市への事務・権限の移譲（1法律）

### 〔介護保険法〕

介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲

## B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（12法律）

### 〔認定こども園法の一部改正法、教育職員免許法〕

幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長

### 〔地方独立行政法人法〕

公立大学法人が、設立団体の長の認可を受けて、大学業務及び当該業務に附帯する業務に該当しない土地等を貸し付けることを可能に

### 〔社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律〕

公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）について地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能に

### 〔児童福祉法〕

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し

### 〔火薬類取締法〕

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、一定数量の火薬類を都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることを可能に

### 〔建築士法〕

都道府県建築士審査会の委員任期について、都道府県が条例で設定できるよう見直し

### 〔健康増進法〕

食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止

### 〔建設業法〕

建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止

## 施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

#### ④放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し(児童福祉法)

- ・「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準」について、厚生労働省令で定める基準を参酌しつつ、市町村が条例で定めることができるようにする。
- ・これにより、事業の質を担保した上で、地域の実情に応じた運営が可能となる。  
(施行日:2020.4.1)

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数

国で一律に定める「従うべき基準」



地域の実情に応じ、市町村が条例を定めることが可能な「参酌すべき基準」に

#### ⑤指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、一定数量の火薬類を都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることを可能に(火薬類取締法)

- ・指定管理鳥獣※捕獲等事業の従事者が、一定数量の火薬類を譲り受ける際の許可を不要とする。  
※ イノシシ・ニホンジカ
- ・これにより、実包等の譲受けに要する期間が短縮され、事業の円滑な実施が図られるため、地域における鳥獣被害対策に資する。  
(施行日:公布の日から6月を経過した日)

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が  
実包等を譲り受ける際の手続

都道府県公安委員会の許可が必要



都道府県公安委員会の許可を不要に

#### ⑥都道府県建築士審査会の委員任期について、都道府県が条例で設定できるよう見直し(建築士法)

- ・都道府県建築士審査会の委員任期については、全国一律で2年と法定されているが、都道府県が条例で2年を超え3年以下の任期を設定することを可能とする。
- ・これにより、地域の実情に応じた柔軟な任期設定が可能となり、事務負担の軽減及び円滑な審査会の運営に資する。  
(施行日:公布の日)

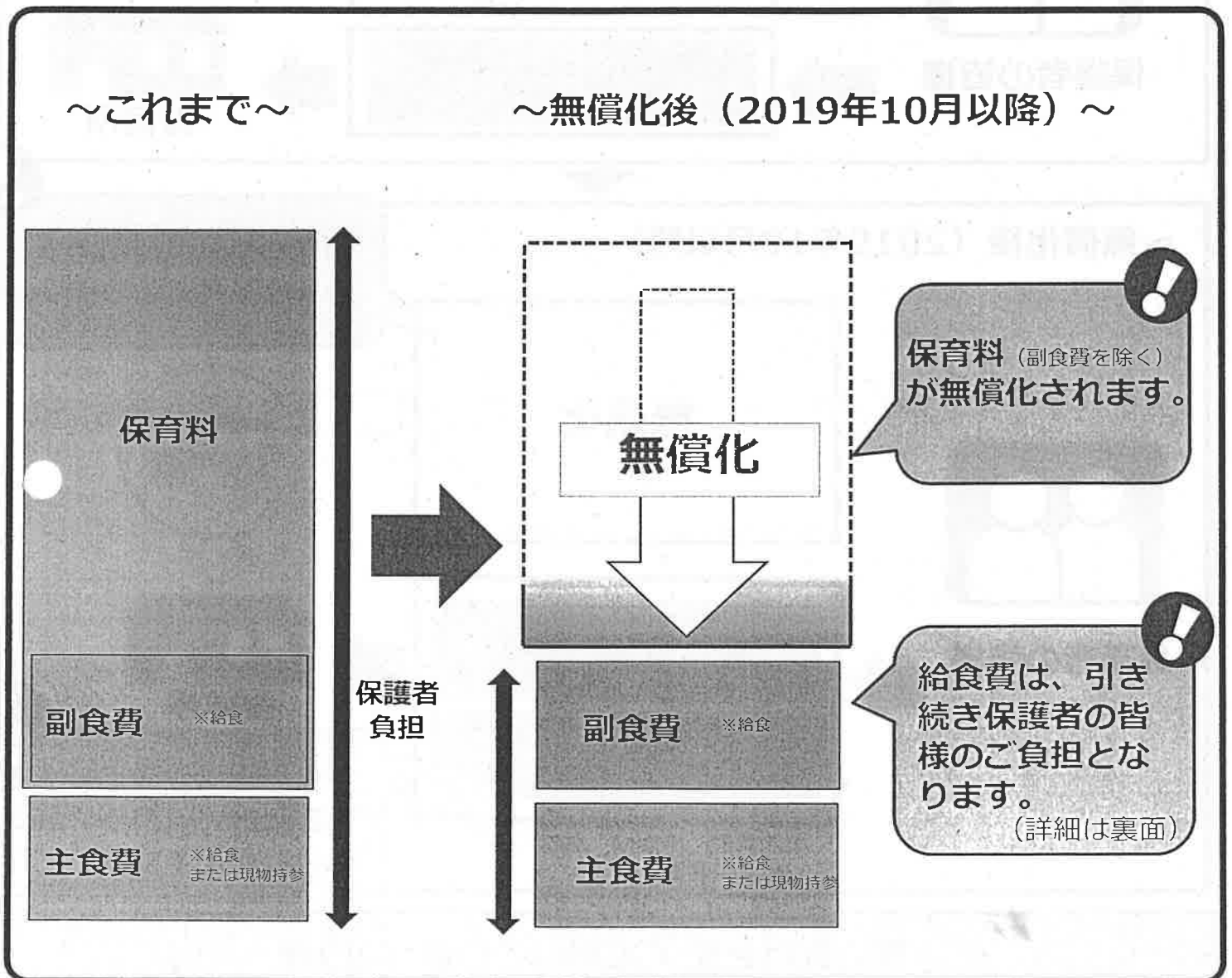
委員の任期について、建築士法で、  
全国一律に2年と法定



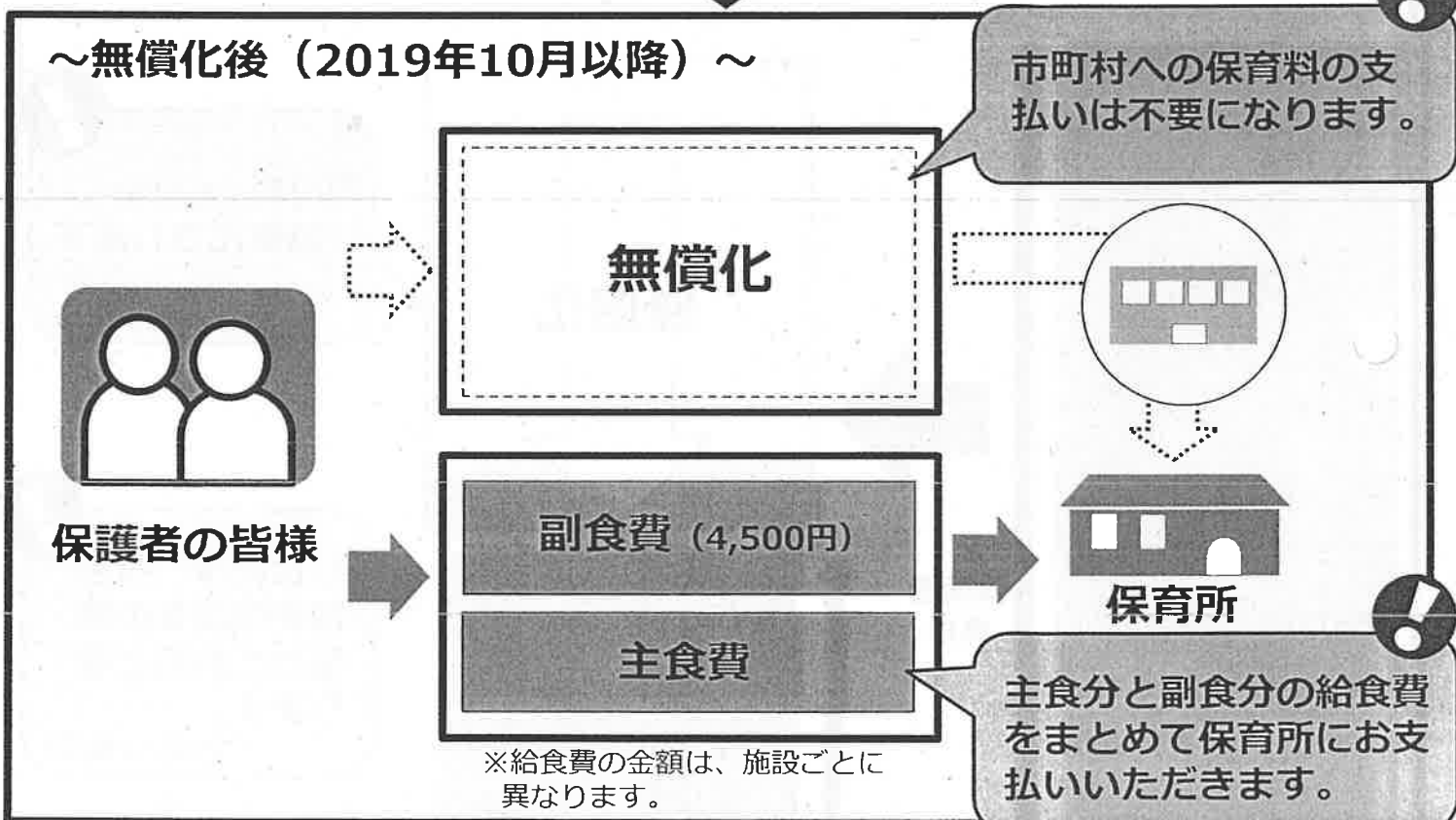
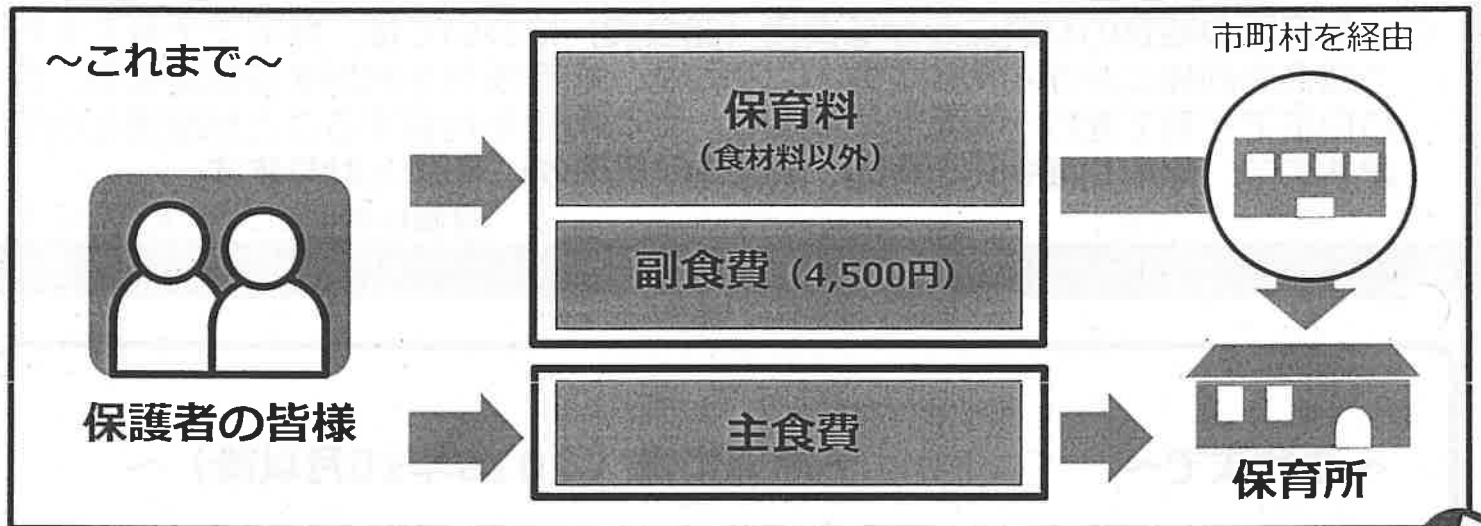
条例で2年を超え3年以下の  
任期も設定可能に

## 10月から、保育料が無償化されます

- 2019年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。
- **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**  
(詳細は裏面をご覧ください。)



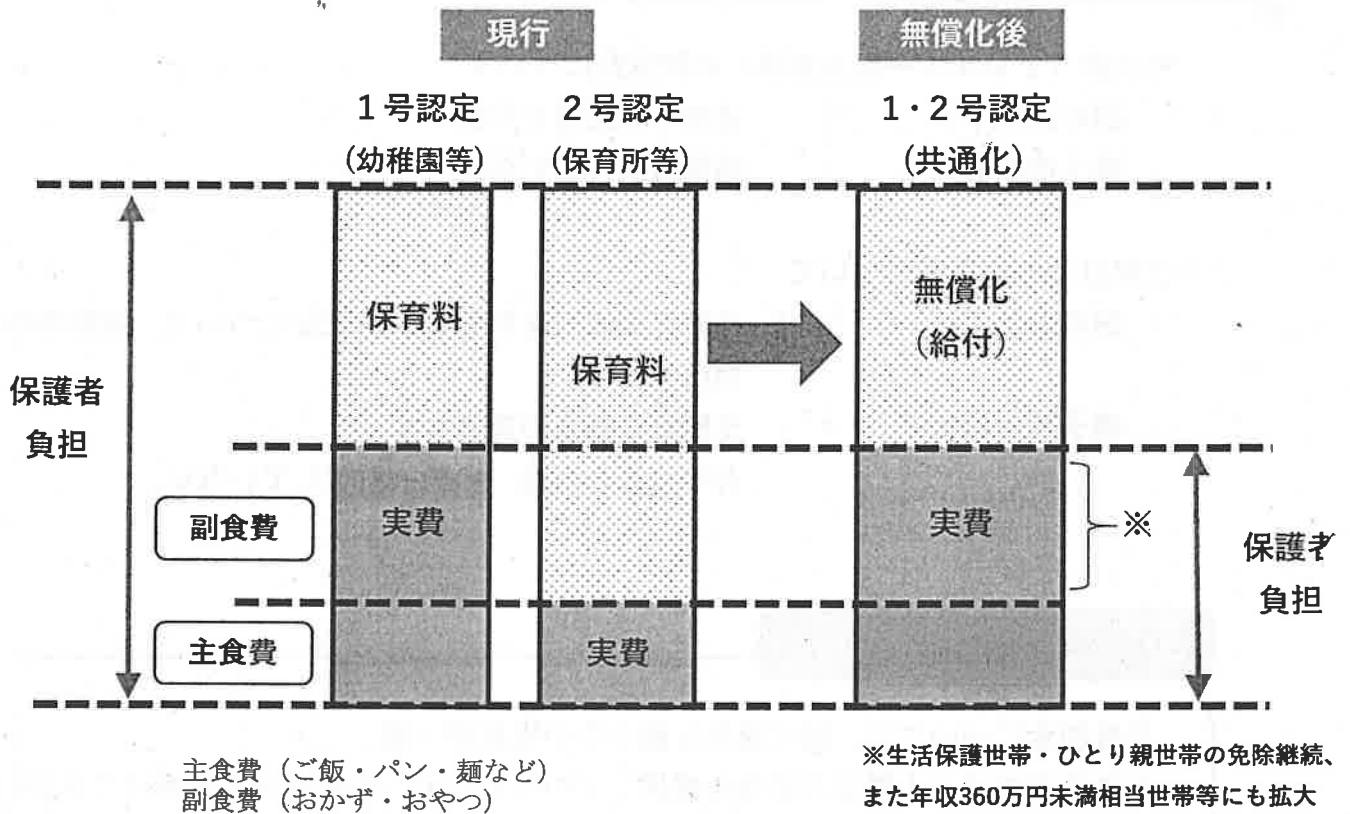
- 現在、3～5歳児の給食費分は、
  - ・主食（お米など）分については直接、
  - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）市町村を通じて、保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問い合わせ先:〇〇市 〇〇部 〇〇課

TEL:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 MAIL:〇〇〇〇@〇〇

# 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いについて



## 検討1：副食費の金額設定

### ◎無償化後の副食費（1・2号認定共通）について

- 国の通知では、 ⇒ 4,500円（現在も保育料に含んで徴収している。）
- 銚子市の現状は、 ⇒ 4,500円以上（本市の公立保育所実績額）

### 【検討の例】

#### ① 国の通知額4,500円で設定

⇒材料は今までと同程度（設定額を超えた経費は市の負担となる。）

⇒食材を工夫し、実際にかかる経費を設定額以内に収める。（削減困難？）

#### ② 実績額に設定

⇒保護者の実質負担が増加する。

⇒近隣他市との比較（本市の設定額が高くなる懸念）

#### ③ その他

## 検討2：特別食、土曜日分の副食費について

### ◎特別食（アレルギー除去食等）の副食費について

- 国の通知では、⇒ 通常の副食費と同額
- 銚子市の現状は、⇒ 通常の副食費と同額

### ◎土曜日分の副食費について

- 国の通知では、⇒ 土曜日の保育を利用しない児童について、減額等の対応を行う。
- 銚子市の現状は、⇒ 土曜日は給食の提供なし。  
おやつのみ支給。実費は徴収していない。

### 【検討の例（土曜日分）】

※特別食については、国の通知と銚子市の現状が一致。

※銚子市では、土曜日の給食を提供していないため、土曜日分の減額はできない。

#### ① 通常の副食費の中からおやつを支給

⇒土曜日保育の利用の有無により不公平が生じる。

（同額の実費負担で、土曜日のおやつを食べる児童と食べない児童）

#### ② 土曜日の保育を利用する児童におやつを持参させる。

⇒持参おやつの内容、量などを設定することとなる。

（傷みやすいもの・大量のものは不可など。）

#### ③ 土曜日の保育を利用する保護者から新たにおやつ代を徴収

#### ④ その他



# 幼児教育の無償化

## 令和元年 10 月からスタート

### 【対象者・利用料】

- **市立幼稚園を利用する全ての子供たちの保育料が無償化されます。**

- 市立幼稚園の保育料全額が無償化となります。
- 無償化の期間は、市立幼稚園に入園したときから小学校入学前までの間です。
- 学校給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、学校給食費のうち年収 360 万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず等)の費用が免除されます。  
免除となる方には、後ほど利用する幼稚園を通じてお知らせします。
- 無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。
- 不明な点がありましたら下記問合せ先へご連絡ください。

(問合せ先)

学校教育課 学校教育室 学務班

TEL：0479-24-8197(直通)

※ 今回の幼児教育の無償化に伴い、保育所などの保育サービスも無償化となります。保育サービスの無償化には要件がありますので、詳しくは市役所子育て支援課(電話 0479-24-8967)へお問合せください。

# 幼児教育の無償化

## 令和元年10月からスタート

入園料・保育料  
月額2万5,700円まで無償

- ・満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象です。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

※ 給食費や通園費等は対象外です。

(算定のイメージ)

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数。

預かり保育  
月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象です。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万6,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

無償化の対象となるには、

まずは、認定申請書の提出が必要です。

幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園へご提出ください。

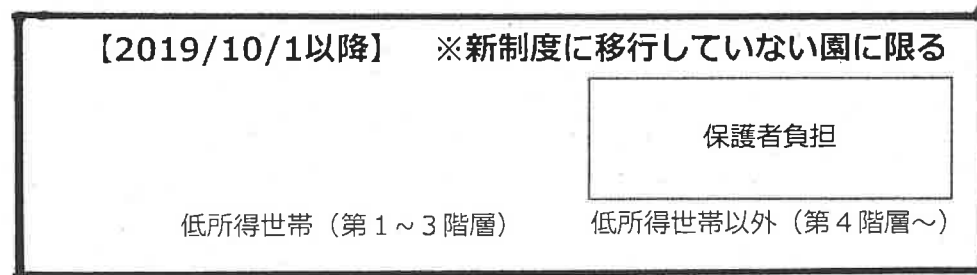
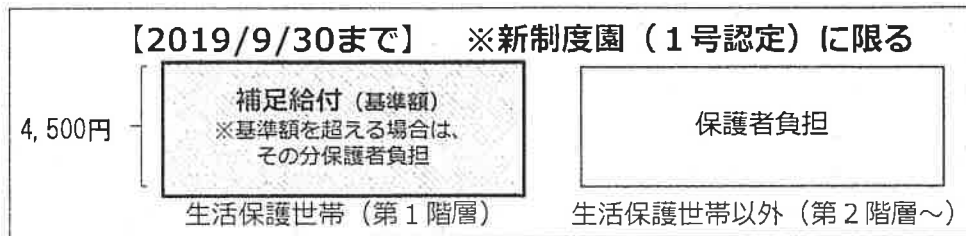
(問合せ先)

学校教育課 学校教育室 学務班

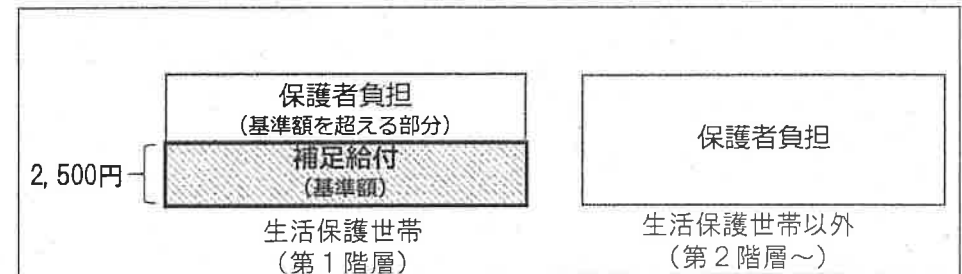
TEL: 0479-24-8197 (直通)

## 実費徴収に係る補足給付を行う事業について

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。



### ②教材費・行事費等（給食費以外）



## 2. 実施主体等

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<平成31年度補助単価（1人当たり月額）>

①給食費（副食材料費）	4,500円
②教材費・行事費等（給食費以外）	2,500円



府子本第 219 号  
子保発 0627 第 1 号  
令和元年 6 月 27 日

各都道府県、指定都市、中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局（長） 殿  
民生主管部局（長）

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について

幼児教育・保育の無償化については、本年 5 月 17 日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 7 号）が公布されたが、幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更については、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意。以下「方針」という。）において、「幼稚園・保育所等の 3 歳から 5 歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする」とされたところである。

今般、方針において示された食材料費の取扱いの変更に関して、施設が徴収する 2 号認定子どもの副食費の徴収額の考え方等に関する留意事項を下記のとおり定めたので、各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び施設・事業者等に遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

#### 記

##### 1. 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更に関する基本的な考え方について

食材料費は、これまでも施設による徴収又は保育料の一部として、保護者の方に御負担いただいていたところである。今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、本年 10 月 1 日から、全ての 1 号認定子ども、2 号認定子ども及び 3 号認定子どものうち住民税非課税世帯までの世帯の子どもの保育料が無償化されるが、食材料費については保護者の方に御

負担いただくという考え方を維持し、1号認定子ども及び2号認定子どもについては、主食費及び副食費について施設による徴収を基本とすることとした。

併せて、これまでも国基準で保育料を減免されていた方については、減免を維持するため、公定価格で副食費相当分の加算を行うとともに、その減免措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充することとした。

なお、当該加算の対象となる子どもがいる場合には、公定価格の申請において対応する必要があることから、各市町村におかれては、各施設・事業者はその旨が十分周知されるよう、御留意願いたい。

## 2. 2号認定子どもの副食費の徴収額の計算方法について

1. の食材料費の取扱いの変更に伴い、施設が徴収することとなった2号認定子どもの副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになる。

この際、これまで2号認定子どもの副食費については、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯がある。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するに当たっても、この月額4,500円を目安とする。

なお、施設が副食費を徴収するに当たっては、主食費等これまでも施設が徴収していた費用と同様に、その使途・額・理由の書面での明示、保護者への説明・同意が必要となる。各市町村におかれては、各施設・事業者はその旨が十分周知されるよう、御留意願いたい。

## 3. 特別食や土曜日・欠席者等がいる場合の徴収額の考え方について

副食費の徴収額は、施設の子どもを通じて均一とする。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要は無い。

また、副食費の徴収額は月額を基本とする。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる。

なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。

## 4. 保護者の方への説明等について

2. においてお示ししたとおり、保育所における2号認定子どもの副食費は、市町村がこれまで保育料の一部として月額4,500円を保護者から徴収してきた経緯があることを踏まえ、各市町村におかれては、施設が副食費を徴収する場合であっても、保護者に対して個別に、今般の幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更の趣旨や、本通知でお示しした取扱いの詳細について、丁寧な説明を行い、相談を積極的に受け付ける等の対応をお願いしたい。

別紙

## 実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

### 1 事業の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

### 3 事業の内容

低所得で生計が困難である支給認定保護者の子どもが、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第 28 条法第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。

### 4 実施要件

#### (1) 対象者

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯である支給認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市町村が認める支給認定保護者

(2) 対象となる実費徴収額の範囲

- ① 副食材料費（教育標準時間認定子ども（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分について法第 20 条第 1 項に規定する認定を受けたもの）に限る。）
- ② 食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 4 項及び第 43 条第 4 項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

(3) 実施方法

実施方法は、以下のいずれかの方法による。

- ① 対象者に係る（2）の実費徴収額を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法
- ② 対象者が施設・事業所に支払った（2）の実費徴収額について、市町村より対象者に対して当該実費徴収額に相当する額を補助する方法

#### 4 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

4～5時間	758,000円
6時間以上	1,069,000円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	255,000円
2時間以上	382,000円

※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。

実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>1 給食費（副食材料費） 生活保護世帯等に属する児童（※）1人当たり月額 4,500円 ※ 1号認定に限る</p> <p>2 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額 2,500円</p>	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円</p>	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	<p>1 放課後児童健全育成事業 (1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） イ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,305,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×27,000円 ロ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,484,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×25,000円 ハ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,484,000円</p>	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）



## 第2期銚子市子ども・子育て支援事業計画について

### 1 計画策定の趣旨・背景

市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27～31年度の5年間の期間とする銚子市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）を定めています。市は、この第1期計画により、質の高い教育・保育や、ニーズに応じた子育て支援事業の計画的推進を図ってきました。

第1期計画は平成31年度末（令和元年度末）をもって終了することから、第1期計画を検証し、引き続き子育て支援事業を計画的に推進していくため、令和元年度中に、令和2～6年度の5年間の計画期間とした第2期銚子市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）を策定します。

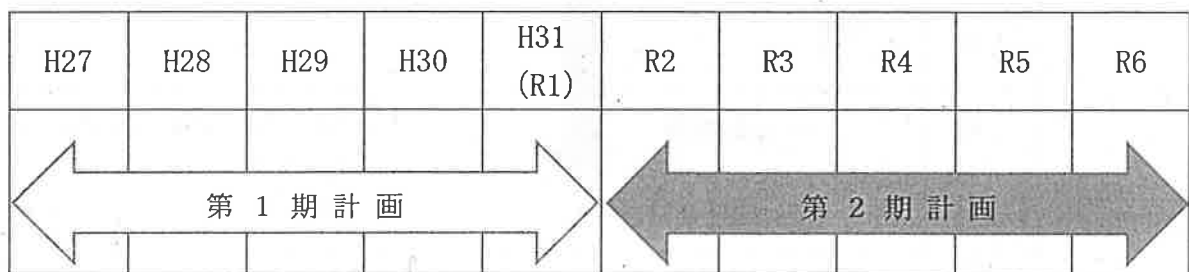
### 2 計画の位置づけ

第2期計画は、第1期計画と同様に、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

なお、計画の策定にあたっては、市総合計画を上位計画とし、また市の関連計画との整合性を図ります。

### 3 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5か年とします。



### 4 計画策定の視点

- 第1期計画の検証・見直しの結果を反映
- 幼児教育・保育の無償化に伴うサービス提供体制の確保
- 国の動向を注視

※計画策定にあたっての基本指針が今後示される予定

◇児童福祉法改正による社会的養育・児童虐待防止対策にかかる事項

◇新・放課後子ども総合プランを踏まえた事項

- 市民からの意見・要望の反映

## 5 計画策定の市民参加

- 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成30年実施）
- 銚子市子ども・子育て会議での議論（令和元年7月～令和2年2月予定）
- 計画案に対するパブリックコメントの実施（令和元年12月～予定）

## 6 スケジュール

月	内 容	
4月	業務委託 契約手続き ↓	
5月		
6月	計画構成案の検討	
7月		第1回 子ども・子育て会議
8月	計画素案の検討	第2回 子ども・子育て会議
9月	↓	
10月		
11月	県との調整	第4回 子ども・子育て会議
12月	↓	
1月		
2月	最終調整	第5回 子ども・子育て会議
3月	↓	
	第2期計画策定	

平成32～36年の推計児童人口

平成30年度 ニーズ調査実施時点

◆平成32～36年の推計児童人口（人）

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳児合計
推計人口	平成32年	209	246	258	293	260	319	1,585
	平成33年	203	236	249	279	249	304	1,520
	平成34年	199	226	241	267	240	290	1,463
	平成35年	193	216	231	254	230	276	1,400
	平成36年	184	201	217	234	214	254	1,304

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳児合計
推計人口	平成32年	315	350	359	338	412	416	2,190
	平成33年	302	331	342	322	396	401	2,094
	平成34年	289	312	324	307	380	385	1,997
	平成35年	275	291	305	291	362	368	1,892
	平成36年	255	262	279	267	338	345	1,746

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳児合計
推計人口	平成32年	384	440	434	461	486	529	2,734
	平成33年	374	425	417	447	469	510	2,642
	平成34年	365	410	401	433	453	491	2,553
	平成35年	355	394	384	418	435	470	2,456
	平成36年	340	371	359	397	409	441	2,317